

平成30年3月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年3月13日（火）午後1時
- 2 招集場所 第5会議室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 武藤 修 吉
二番委員 遠藤 一 幸
三番委員 高橋 明 子
四番委員 荒 明 美恵子
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 佐 藤 健 志
学校教育課長 山 口 浩
生涯学習課長 田 部 一
文化課長 植 村 泰 徳
中央公民館長 鈴 木 善 信
教育総務課主幹 坂 口 伸
教育総務課長補佐 折 笠 雄 一
学校教育課長補佐 瓜 生 昭 彦
生涯学習課長補佐 廣 瀬 富美雄
文化課長補佐 鈴 木 宏 康
中央公民館長補佐 原 利 正
- 5 閉 会 午後 2時48分

平成 30 年 3 月教育委員会定例会

日 時 平成 30 年 3 月 13 日 (火) 午後 2 時

会 場 第 5 会議室 (保健センター 3 階)

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 前回会議録の承認

5 報告事項

- (1) 行事報告について
- (2) 共催、後援等の承認について
- (3) 損害賠償の額を定めることについて
- (4) 適正規模・適正配置アンケート結果のまとめについて
- (5) 平成 30 年度学校給食費について
- (6) 喜多方市社会教育関係団体認定継続取下団体報告について
- (7) 平成 30 年度喜多方市公民館事業計画について

6 審議事項

- (1) 議案第 38 号 平成 29 年度喜多方市一般会計補正予算 (第 11 号) について
- (2) 議案第 39 号 喜多方市指定文化財の指定について
- (3) 議案第 40 号 学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
- (4) 議案第 41 号 喜多方市スポーツ推進委員の解嘱について
- (5) 議案第 42 号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について
- (6) 議案第 43 号 喜多方市勤労青少年ホーム指導員の委嘱について
- (7) 議案第 44 号 喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱について
- (8) 議案第 45 号 喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (9) 議案第 46 号 喜多方市社会教育指導員の委嘱について
- (10) 議案第 47 号 県費負担教職員の異動に係る内申の承認について

7 協議事項

8 その他

9 連絡事項

- (1) 平成 30 年度喜多方市立小・中学校入学式について
- (2) 平成 29 年度教育委員会会議の開催日程 (案) について
- (3) 平成 30 年度教育委員会定例会・臨時会の開催予定 (案) について (教

育総務課) P 26

10 閉 会

教育長 これより、平成30年3月教育委員会定例会を開会いたします。
開会時刻は午後1時でお願いします。

次に、会期の決定についてお諮りをします。会期については、
本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。会期については本日1日と決定いたします。

次に、書記の指名についてお諮りをします。書記につきましては、
教育総務課の坂口主幹・管理主事を指名したいと思いますが、
ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。書記には坂口主幹・管理主事を指名いたしますので
よろしくお願いします。

次に、前回会議録の承認について取り上げます。

前回の会議録についてであります。退任された関口委員、山口委員は特に訂正はないと、その回答を得ております。それでは、
武藤委員と遠藤委員、訂正事項がありましたら、発言をお願いいたします。
ありませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 では、なしということですので、前回の会議録については特に訂正はないということで、承認についてお諮りをいたします。
前回の会議録については提出があったとおり承認すること
でよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めますので、前回会議録については承認すること
といたします。

次に、5番の報告事項について取り上げます。

今回の報告事項は7件ですが、報告事項の説明に入る前に事務局から加筆、訂正等はありませんか。

教育総務課長 先にお送りしております資料に、加筆、訂正等はありませんので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 加筆、訂正等はないとのことありますので、それでは、報告事項の（1）行事報告について事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、行事報告についてご説明いたします。

本日の資料を1枚めくっていただきまして、横長の資料になります。

前回の定例会、2月8日以降、本日3月13日までの教育委員会主催、あるいは関連の行事等について報告を申し上げるものでございます。合計12件でありまして、それぞれについて、内容等、詳細についての説明は省略をさせていただきますが、それぞれご出席をいただいた委員の皆様も右側に表記をさせていただきましたので、なお、ご確認のほどよろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、お諮りします。報告事項（1）行事報告について承認することにご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

異議なしと認め、報告事項（1）行事報告について承認することといたします。

続いて、報告事項（2）共催、後援等の承認について、事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、2ページをご覧くださいと思います。

前回の定例会以降、共催、後援について承認をした部分の内容でございます。共催につきましては1件、後援につきましては5件、それぞれ承認をしてございますので、個別の内容につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

生涯学習課長

共催についてご説明を申し上げます。

事業名につきましては、蔵のまち喜多方桜ウォーク2018でございます。これはウォーキングを通した健康、体力づくりで、また参加者の交流などを目的に開催をしているものでございます。開催日につきましては平成30年4月21日土曜日でございます。会場以下につきましては記載のとおりでございます。

文化課長

続きまして、後援の部分申し上げます。

文化課所管の3件申し上げます。

まず1番の事業名は、第26回塩川萌黄会展、開催日は平成30年3月8日から3月11日であります。この事業につきましては、美術の愛好団体である萌黄会の会員による絵画などの成果を発表する展覧会となっております

続きまして、3番であります。事業名は、第29回会津卯月会美術展、開催日は平成30年4月5日から平成30年4月8日であり

ます。会場、時間につきましては記載のとおりであります。この事業につきましても、美術活動を行っております会津卯月会の会員による絵画などの成果を披露する展覧会となっております。

続きまして4番の事業名は、喜多方酒蔵オペラコンサート、開催日は平成30年5月26日であります。会場以下、申請者等については記載のとおりであります。この事業につきましては、ふだん余り触れる機会のない本物のオペラのコンサートを通して、オペラを身近に感じてもらうための催しということでございます。以上です。

生涯学習課長

同じく後援で、生涯学習課関係について説明申し上げます。

2番と5番のうち、まず2番でございますが、事業名が第14回花舞翔新体操倶楽部発表会でございます。開催日は平成30年3月31日土曜日でございます。これは、新体操の技術向上と健康で心豊かな人間性を育てることを目標に、日ごろの練習の成果を発表するために開催をされているものでございます。会場ほかにつきましては記載のとおりでございます。

次に、5番目でございますが、事業名がキエフ・クラシック・バレエ2018喜多方公演でございます。開催日が平成30年8月8日水曜日でございます。これは、クラシックバレエの普及や、児童生徒に本物の芸術を見ていただきたいということで開催をされているものでございます。会場は記載のとおりで、申請者は株式会社インプレサリオ東京で、オーケストラやバレエ、ミュージカルなどのコンサート、エンターテインメントなどの企画製作を行う企業でございます。以下、記載のとおりでございます。以上です。

教育長

ただいまの説明ですが、共催について1件、後援について5件ありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

高橋委員

後援についてお尋ねしますが、後援の申請があったことに対して、後援をするのかについて審議をするのでしょうか。審議をするのであれば、どういうことをしているのか、ということと、この時期だけでこれだけ後援の申請が出ているということは、もっとたくさんの申請が上がってきて、その中から審議をして選んでいるような状態なのかお尋ねします。

教育総務課長

教育部全体にかかわることですので、私からお答えさせていただきますと思います。まず、共催、後援の手続きでございますが、まず、それぞれ申請される団体が書面で教育委員会に提出するようになります。それを受理しますのは、それぞれの内容か

ら所管課で受け付けをします。先ほど説明しましたとおり、文化関係の絵画などであれば文化課、スポーツや生涯学習関係であれば生涯学習課、学校関係であれば学校教育課ということで、まず所管課で受け付けをしまして、それを承認すべきか否かというようなチェックは所管課で行います。そのことについての発議を立てまして、この部分については教育長が決裁を行います。その権限でございますが、当然承認するか否かの権限については教育委員会にあるわけではございますけれども、規則に基づいて、教育委員会から教育長に事務委任がされておりますので、委任を受けた事務の処理ということで教育長決裁で決定させていただいているところです。その事務委任で承認したものについて報告を申し上げて承認していただくということで、毎回このように教育委員会の中でご報告を申し上げて承認をいただいているという内容でございます。

それと、もっと数が出て、その中で選ばれているのかということでございますが、当然申請されるもの全てが承認できるものとは限りません。中には企業の営業行為に当たる部分だとか、政治活動に関するものだとか、そういったケースも考えられますので、内容によっては承認はしないという手続もあります。ただ、そういったものについては余り上がってきませんので、そもそも申請されるもののうち、ほとんどについては問題のない案件であるということで、承認をするというのが通常であります。以上でございます。

教育長

高橋委員、よろしいでしょうか。（「はいわかりました。ありがとうございます」の声あり）ほかにございませんか。

繰り返しになりますが、教育総務課長からあったように、政治的な部分や営利的な部分については承認いたしかねるということになってきます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（２）共催、後援等の承認についてですが、承認することに異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認め、報告事項（２）共催、後援等の承認について承認することといたします。

次に、報告事項（３）損害賠償の額を定めることについて、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

３ページをご覧ください。

損害賠償の額を定めることについてということでございます。

これは3年前に高郷中学校で起きました部活動における事故の件でございます。2月の定例教育委員会で報告をさせていただいたところでございますが、その前日に保護者との間で損害賠償について話し合い、合意をいたしまして、その後、2月の教育委員会で報告させていただいたところでございまして、この内容につきまして3月の本会議に上程させていただいているところでございます。

なお、この報告につきましては教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に基づきまして、教育委員会が教育委員会の会議を開くいとまがない場合に教育長が代理によって議会上程いたしました件でございます。

それでは、損害賠償の額を定めることについて報告させていただきます。

平成27年3月19日午後3時25分ごろ、喜多方市高郷町高郷中学校の校舎におきまして、部活動中に生徒がゴムチューブを使用したトレーニングを行っていた際に、劣化したゴムチューブが後方で支えていた生徒の顔面に当たりまして障害を負ったものでございます。これに対する損害については損害賠償額、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。平成30年3月1日提出ということでございまして、提案の理由は、本市が支払うべき学校管理下における生徒の負傷に係る損害賠償の額を定めようとするものであるということでございます。よろしくお願いいたします。

教育長
荒明委員

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

先日のテレビニュースで、身近な場所でこのような事故があったということを知って大変驚いております。部活動中の事故とはいえ、突然被害に遭った生徒はもちろん、トレーニングにかかわっていた生徒や保護者の心情を思うと何ともやるせない思いになっています。

そこで2点、質問と要望があります。1点目は質問ですが、当然損害賠償額というのは、被害に遭った生徒の障害の程度に応じたものになると思いますが、このたびのような大きな事故の賠償額の基準というのはどのように定められているのか教えていただきたいと思います。

2点目は、要望になります。高郷中の事故の場合は、被害生徒のけがの経過観察が長期にわたったという経緯があるとは思いますが、現場で二度とこのような事故が発生しないように、一刻も早く周知徹底させることが必要だと思います。現場において

は、管理職だけではなく指導に当たる教職員全員が、危機意識を持って再発防止に取り組むために安全・安心な教育環境づくりが実現するように、なお一層積極的な指導をお願いしたいというのが私の要望です。以上です。

教育長

まず、質問があったと思います。損害賠償に対する基準ということですが。

学校教育課長

損害賠償につきましては、まず日本スポーツ振興センターから給付されたものを、それ以外の部分につきましては市長会の損害賠償保険から手当てされるものの2通りでございまして、市長会の学校災害賠償補償保険につきましては喜多方市が加入しているもので、学校で起こりました損害賠償につきまして対応できる保険でございます。これにつきましては日本スポーツ振興センターによる給付の上乗せ保険ということになっておりまして、日本スポーツ振興センターでけがの後遺症の等級が定められておりまして、その基準に応じて賠償額が算定されるものでございまして、これに対して相手方が同意をしていただいたということでございます。

なお、要望につきましては、再発防止について、市内の小中学校全てで機会あるごとに再発防止に向けて取り組んでいるところであり、市といたしましても指導を徹底しているところでございます。

教育長

ほかにございませんか。

遠藤委員

私からの要望ということで、いいですか。

これは3年前の事案なのですが、議会等に対してより丁寧な説明をいただいて、議会等から注意を受けることのないような対応を、ぜひ今後お願いしていきたいということで要望を申し上げます。

教育長

議会への対応が遅れた点についてなにかありますか。

教育部長

事案発生の報告についてですが、教育委員会に対しても議会に対しても発生時点はもとより、途中経過も含めて適切な時期に丁寧に説明等をしてまいりたいと考えております。

教育長

事務的な部分も関わってくることから難しい部分がありますが、丁寧な対応をしていかなければなりません。ほかにございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、お諮りします。報告事項（3）損害賠償の額を定めることについて、これを承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項（３）損害賠償の額を定めることについて承認することといたします。

次に、報告事項（４）適正規模・適正配置アンケート結果のまとめについてであります。事務局の説明を求めます。

学校教育課長

それでは、４ページをご覧ください。

適正規模・適正配置アンケート結果のまとめについて報告させていただきます。

まず、この実施に当たりましての目的は、望ましい学習環境づくりのために対策を考える必要があるか、ないか等につきましての考え方を把握をするという目的で、調査の対象は小中学校の保護者、将来の保護者である就学前の子供の保護者、そして地域の方々です。調査の方法、回収方法については記載のとおりです。回収状況が1,193名、調査の実施期間については記載のとおりでございます。

まず、（１）でございますが、適正規模・適正配置アンケート【選択項目】の回答分析ということで、全体的な傾向でございますが、小学校は対策を考える必要があるという回答が一番多くて、中学校は対策を考える必要はないという回答が多かったようでございます。

（２）でございますが、中学校区別での違いや特徴についてでございますが、中学校区別では会北、山都、高郷中学校区におきましては小中ともに対策を考える必要があるという回答が多かったようで、他の地区は市全体の傾向と同じでございました。

次のページをご覧ください。

（３）でございますが、回答者別の違いや特徴についてですが、就学前の子供を持つ保護者、将来の保護者及び小中学校の保護者、中学校までの子供がいる保護者以外の住民は、小中学校ともに改善を考える必要があるという割合が高い傾向にあるようです。

大きな２番、自由記述についての分析でございます。

６ページをご覧ください。

全体的に多かった意見の主なものでございますが、①番、そもそも小さい規模であることへの心配や懸念が多かったようでございます。１学年が15名ぐらいまたはそれ以下だと、体育や男女別で行う勉強のときに困ることがあるのではないか。やはり人数はある程度いたほうが利点が多くなるのではないか。中学校にな

ると部活動の種類が少なくなったり、選択肢が少ないことがあるので大変ではないかというものでした。

②番でございますが、新環境の選択、評価についてですが、教育への期待感や可能性のような分類についていいますと、統合ありきで進むことの説明だろうと思って参加したけれども、教育委員会の考えを聞くことができ、さまざまな選択肢があることを知った。今後、保護者として深く考えていかなければならない。小中一貫や9年間の学校、また自由に選択して入学ができる制度になったらいいと思う。学校活動はやはりある程度の人数が集まる必要があると思う。説明会、話し合いの場が多くあることを要望する、というようなものでした。

③要望としては、通学環境への対応として、もし統合したような場合はスクールバスをお願いしたいという要望が多かったようです。

(2)「現状維持」に関する主な意見であります。①番、地域における学校の役割、機能の不変性と維持ということで、このまちの子供たちの素直さ、純粋さは、この地域で育ってきた環境のよさが人間形成に大きな役割を担っていることを忘れてはならないと思います。もう一つ、学校が地域にあるということは、地域の皆様の生きる力、活性化にもつながる、地域住民の一人としてということが多かったようです。

②番、そもそも小規模、小集団のもつ特性の認知ということで、少子化でいろいろ問題もあると思いますが、少ないからといって統合するという直接的な考え方もわかりますが、少ないなら少ないままでもよい点がいっぱいあると思いますので、先生が目が行き届いたり、一人一人接することが充実できるということでございました。何か行事などを統合した形でやればよいのではないかという意見もありました。

(3) その他でございますが、子供の特徴、成長に関して少人数での手厚い対応によって少人数から大人数への環境の変化に順応できるという意見と、多くの人の関わりの中で育まれるという意見の相反する考え方があったようでございます。代表的な意見といたしまして、子供の成長にとって人間関係やコミュニケーション能力の形成が大切で、それは多くの人とのかかわりの中で育まれます。また、人格形成上、子供への細やかな対応や指導が必要で、少人数学校にメリットがあると。低学年などを手厚く見ていくことで、中学校など大人数でも順応できるのではないかと

教育長
 荒明委員

学校教育課長

荒明委員

学校教育課長

教育長

いうご意見があったようでございます。このようなことでアンケート結果をまとめさせていただきました。以上でございます。
 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。
 アンケートの結果のまとめについてはよくわかりました。
 質問ですが、このまとめを今後どのような場でどのように活用される予定なのか、教えていただきたいと思います。
 今後でございますが、本日、教育委員会に報告させていただきましたので、今後、総合教育会議や議会への報告、市民への周知、庁内検討委員会での報告などを考えておりまして、それらのこのアンケートに対するご意見なども参考にしながら、教育委員会の課内で原案の検討をしていきたいと考えております。
 このアンケート結果について読んだんですが、6 ページの（１）の②、線が引いてある下の最後のところに保護者の意見で、説明会や話し合いの場が一度でも多くあることを要望いたしますということで、かなり関心が高いんだなということを感じています。喜多方市では人づくりプランというのができ上がっていて、これから期待する喜多方の子供ということで、きちんとできているわけですね。ですから、保護者会などでそういう喜多方市人づくりのプランなどを広めて、それをもとに子供たちにとってどのような教育環境がベストなのか、ということを考えてもらう必要があるのかなと感じました。
 先ほどの学校教育課長からもお話があったように、何か相反する意見ということで、人数が少なければ少ないほど手厚く見られるので、中学校に進学したときに大人数でも順応できるのではないかという意見とか、それはむしろ過保護になってひとりで生きていく力は身につけられないというような、そういう考えも逆にあるわけですので、やはり同じ喜多方市の目指すプランに基づいてどういう環境が望ましいのか、ということ話し合う場を学校の保護者会とか、そういう場で少しもっと広げていきながら、保護者にも考えてもらうという機会があったらいいのかな、ということを感じたものですから質問させていただきました。以上です。
 今までいろんな機会でお答えさせていただいておりますが、このアンケートの結果をもとに、丁寧に保護者などにご説明をする機会が必要と考えておりますので、今後とも考えていきたいと思っております。
 よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほか

にございませんか。

このことについては、これから慎重に検討していく必要があります。

では、お諮りをします。報告事項（４）適正規模・適正配置アンケート結果のまとめについて承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項（４）適正規模・適正配置アンケート結果のまとめについて承認することといたします。

次に、報告事項（５）平成30年度学校給食費について、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

それでは、７ページをご覧ください。

平成30年度学校給食費についてでございます。

平成30年度の各地区の給食費は記載のとおりでございまして、平成29年度と同額でございます。これまでも給食運営委員会等で検討を重ねてまいりまして、来年度も同じ金額でということでございます。

なお、地区ごとにいろいろな今までの取り組みがございまして、若干給食費は違っておりますが、よろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

教育長

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、お諮りします。報告事項の（５）平成30年度学校給食費について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項（５）平成30年度学校給食費について承認することといたします。

次に、報告事項の（６）喜多方市社会教育関係団体認定継続取下団体報告について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、８ページをお願いいたします。

喜多方市社会教育関係団体の認定継続取下についてご報告を申し上げます。

平成29年度中に社会教育関係団体の認定継続を取り下げた団体について、下記のとおり報告をするものでございます。認定番号、部門、団体名、代表者名、所在地、取下日については記載のとおりでございますが、12団体についての内訳といたしましては解散による取り下げが7団体、公共施設を利用しなくなったとい

う理由で2団体、会議の減少や活動の中止などが3団体となっております。

なお、公共施設を利用しない、また会員の減少、活動中止というその背景でございますが、会員の高齢化によってこのような状況になっているということでございました。以上です。

教育長

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、お諮りします。報告事項の（６）喜多方市社会教育関係団体認定継続取下団体報告について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項の（６）喜多方市社会教育関係団体認定継続取下団体報告について承認することといたします。

次に、報告事項（７）平成30年度喜多方市公民館事業計画について、事務局の説明を求めます。

中央公民館長

平成30年度喜多方市公民館事業計画についてご説明申し上げます。

別冊の資料になります。

この平成30年度公民館事業申請書につきましては、去る２月６日に開催しました公民館運営審議会の諮問を受けて作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。

概要のご説明を申し上げますと、15の公民館では喜多方市教育振興基本計画に基づき、平成29年度事業終了後に講座生からの満足度調査等を実施し、その結果をもとに、また公民館運営審議会の意見、事務事業評価や点検評価等での意見等をもとに事業を計画いたしました。

事業計画では、各公民館で方針や努力目標を定め、これまでの人づくりの指針推進事業、地域の歴史、文化、自然など、地域の特色を生かした生涯学習推進特別事業、そして平成29年度から実施しました学校や地域の団体等と連携して行う地域連携事業を全公民館で引き続き実施いたします。

また、青少年教育、成人教育、家庭教育につきましても新規事業の立ち上げや、既存事業につきましても内容に工夫をしながら充実を図ってまいります。

また、事業の周知方法につきましては現在作成に取りかかっておりますが、全公民館の主な講座、教室等を掲載しました生涯学習ガイド2018や公民館だより、市の広報、ホームページを活

用して事業の周知を図ってまいります。

主な事業を申し上げますと、15ページでございますが、青少年教室では新規事業として関柴公民館で、親子体験教室を実施いたします。また、24ページになりますが、慶徳公民館ではスポーツアカデミーなど、体を動かす講座を計画しているところでございます。3ページになりますが、中央公民館では少年少女発明クラブではものづくりの楽しさを体験していただく講座を計画しております。次に、49ページからになりますが、山都公民館では、来年度につきましても通学合宿を開催し、ノーメディア・ノーゲームを推進した授業を行うこととしているところでございます。また、成人教育でございますが、5ページからになりますが、男性の参加者が少ないということでもありますので、男性の参加者を増やすということで、新規事業といたしまして松山公民館で、男がつくる酒肴、酒の肴シリーズを開催するということにしております。また、32ページからになりますが、熱塩公民館では男のやってみんべい教室、そして45ページになりますが、駒形公民館では男の料理教室なども実施したいということでございます。

また、利用者のニーズを取り入れた事業ということで、19ページからになりますが、熊倉公民館ではディズニーのロマンティック切り絵など、新たな講座を計画しているところでございます。

家庭教育関係につきまして、主なものを申し上げますと、15ページからになりますが、関柴公民館では、子どもの心と身体を作るセミナー、そしてまた中央公民館関係でも行うんですが、家庭教育支援チームの者と連携した講座なども実施するというようにしております。

高齢者関係の講座につきましては、脳活や健康に関する講座も実施するというようにしてございまして、塩川地区には塩川公民会とのほかに3つの地区公民館がありますが、その4つの公民館が合同して取り組むあやめ大学なども継続して実施いたします。1ページからになりますが、中央公民館では、100人規模となる講座ですが、中央大学という講座がありまして、参加者の声を取り入れて内容充実を図りながら、今年度も実施していくということにしております。

高郷公民館につきましては、これまでも地区の集会所などに出向いていく講座ということで、出前講座を実施してございましたので、引き続き実施したいとするものでございます。

その他の事業等につきましては、記載のとおりでございます。

公民館では今年度と来年度において、主な講座、教室の参加者から満足度調査というのを実施しておりまして、その調査結果のもとに工夫を凝らしながら、公民館の地域の特徴を出した事業を行っているところでございます。また、会津教育事務所と連携を図りながら公民館訪問の実施や、館長、社会教育指導員の研修等の充実を図っていきたいとするものでございます。詳細につきましてはこちらの承認申請書に書かれたとおりでございます。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

高橋委員

各公民館の事業そのものについては一つ一つあれこれと言うつもりはないんですが、全体的に各研修機会について積極的に研修の場を設けるとか、参加するとかといったことが書かれているところが多いかなと感じているんですが、今館長からご説明にあったような教育事務所との連携ですとか、各講座のいろいろな講座に参加するという話がありましたけれども、実際に教育事務所主催の研修会などに、私が参加したときに、喜多方市の社会教育指導員に今まであまりお会いしたことがないと感じました。多分仕事もお忙しいし、なかなかそういった情報も伝わっていないのではないかなというところもありますので、教育事務所との連携ももちろんですが、さまざまな研修の機会に参加しやすいような、これはお願いですけれども、そういったその職場の体制のようなものもつくっていただきたいと思います。特にこれだけの講座を毎年組み立てていって、新たな講座、それから、やめていく講座とか、いろいろ考えながらやっていくには社会教育の指導力というのがすごく大事だと感じています。そこで、その指導員をまた指導する、管理する立場の館長さんのスキルというのものがすごく求められるものがあるのではないかと。長く私もこの仕事に関わらせていただいて感じているところですので、この研修会について、1年に1回、2回とか、そういうのではなく、もっと喜多方市全体で、例えばですけれども、人づくりプランとか、いろんな長期的な計画ができていますから、これに基づいて市の方向性、社会教育にだけではないんですけれども、その方向性とか、もちろん家庭教育とか、そういうのを含めてですけれども、全体的に指導員が指導できるぐらいのスキルをつけていって欲しいというのを感じているんですが、何か考えがあるのでしょうか。

か。

中央公民館長

公民館長、そして指導員の研修につきましては県の教育事務所主催の研修や、会津教育事務所主催の研修もあります。それらの研修の場に指導員、館長が参加しているということで、業務の調整をしていただきながら参加していただいているところでございます。こちらから出向いての研修のほかに、県から公民館に来ていただいている研修も実施しております。公民館長会議の場では、講師として教育事務所の方が来て、公民館とはどうあるべきかなど、いろんなお話をさせていただきますし、指導員の研修のときにもそういった場を設けてこちらに来ていただいているところでございます。教育事務所につきましても、喜多方市の公民館がどんなことをしているのかということを知ってもらいたいということも必要でありますので、公民館訪問という場で公民館の活動をPRする場も設けております。これは社会教育指導員がパワーポイントを使って公民館の事業などについて発表して、県の方々からご意見などをいただくという取り組みをしているところでございます。研修は必要なものだと考えておりますので、教育事務所からご指導をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

今高橋委員からあったような、そういった研修の場というのが改めて見直してみて、より効果的な方向で進めていただきたいと思います。ほかにございませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、お諮りします。報告事項の（７）平成30年度喜多方市公民館事業計画について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項（７）平成30年度喜多方市公民館事業計画について承認することといたします。

以上で報告事項の承認について終わります。

次に、審議事項を取り上げます。

今回の審議事項は議案第38号から議案第47号まで10議案ですけれども、審議事項の説明に入る前に事務局から加筆、訂正等はありませんか。

教育総務課長

（１）番目の議案第38号であります。ページ数でいいますと10ページに議案文を掲載させていただいておりますが、この中で題名が平成29年度喜多方市一般会計補正予算（第11号）ということ

で記載をさせていただきましたが、3月議会が開催中でありまして、昨日付で市から議会に対して追加提案がなされました。内容については補正予算であります、その番号が11番ということで番号が1つずれるような形になります。今回ご説明申し上げますのは、今開かれている3月議会より後に開催される議会に提案する予定でありますので、今第11号になっている部分を第12号という形で口頭での訂正をお願いするものであります、表題の部分と本文中の11号を12号に訂正方よろしくお願いしたいと思えます。以上でございます。

教育長

ほかにはいいですか。（「ほかにはありません」の声あり）今の訂正事項についてよろしいですか。

それでは、審議に入りたいと思います。

議案第38号平成29年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）について事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、改めまして議案第38号について説明をさせていただきます。

10ページであります。

平成29年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）でございます。

平成30年3月市議会臨時会に提案をいたします平成29年度喜多方市一般会計補正予算第12号において、教育部に關係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

次ページをご覧くださいと思います。

今回計上させていただきます予算につきましては、姥堂小学校の暖房設備の改修、さらに第一中学校のトイレ改修、この2件の工事に関する予算でございます。この2つの事業につきましては平成30年度の実施を予定しておりまして、当初平成30年度予算として計上の予定でございましたが、国の第1次補正がございまして、国の補正の中でこの事業に係ります交付金が増額されております。さらに増額された上に追加要望という形で全国から要望を吸い上げて採択をするという流れになります。本市におきましても平成30年度に予定しておりました姥堂小学校の暖房設備、第一中学校のトイレ改修事業について、平成29年度の国の補正に要望した結果、3月1日付で交付決定の通知がまいりましたので、平成29年度の予算として計上したいという内容でございます。

まず、歳入でございますが、教育費国庫補助金1,683万2,000円でございます。内容につきましては学校施設環境改善交付金という国の交付金でございます。その内訳としましては姥堂小学校暖房

設備改修事業費に666万6,000円、第一中学校トイレ改修事業に1,016万6,000円であります。それぞれ事業費の3分の1という交付割合でございます。

続きまして、教育債4,940万円でございますが、これにつきましては事業費のうち、交付金を除いた、市が負担する部分について起債を起こすという内容でございます。小学校整備事業として1,430万円、内容は姥堂小学校の暖房設備改修事業であります。中学校債として、中学校整備事業として3,510万円、第一中学校のトイレ改修事業でございます。以上で歳入の合計が6,623万2,000円となるものでございます。

続いて歳出でございますが、まず小学校管理費の中で工事請負費として2,100万円でございます。これは姥堂小学校の暖房設備改修工事に係る工事請負費でございます。

次に、中学校管理経費の中で第一中学校トイレ改修工事に係ります工事請負費として4,530万円を計上してございます。合わせて6,630万円の補正額となるものでございます。これが補正予算でございますが、その下でございますが、繰越明許費補正ということであります。この事業につきましては平成29年度で予算措置はしますけれども、平成29年度内の完了はできないものでありますので、この予算を平成30年度に繰り越しまして平成30年度の事業として実施をしたいとするものでございます。繰越明許費の補正としましては2件でありまして、それぞれ記載の事業、記載の金額で繰り越しをするという内容でございます。

以上が、3月に予定されております臨時議会に提案をする補正予算の内容でございますが、若干補足で説明させていただきますと、歳入の教育費国庫補助金の中で、姥堂小学校、第一中学校それぞれ2,000万円の3分の1、3,049万8,000円の3分の1になっていますが、これにつきましては事業費ということではなくて、事業費のうち、交付金の対象となる、対象事業費ということでご理解をいただきたいと思えます。その交付金の対象とならない部分の事業費も含めまして総事業費として、歳出では、姥堂小学校については2,100万円、第一中学校については4,530万円という工事請負費として事業費を掲載させていただいたという内容でございます。以上、説明は終わらせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

教育長

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

教育長 <なしの声あり>
 質問はないとのことですので、次にご意見ございませんか。

教育長 <なしの声あり>
 それでは、これで質疑を終了します。
 これより採決を行います。
 議案第38号についてお諮りをします。議案第38号は原案のとおり決することに異議ございませんか。

教育長 <異議なしの声あり>
 異議なしと認めます。議案第38号平成29年度喜多方市一般会計補正予算（第12号）について原案のとおり承認することに決しました。

文化課長 次に、議案第39号喜多方市指定文化財の指定について議題とします。事務局の説明を求めます。
 それでは、議案第39号をご説明いたします。
 12ページをお開きください。
 議案第39号喜多方市指定文化財の指定についてであります。喜多方市文化財保護条例第4条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり喜多方市指定文化財に指定したいとするものであります。

1 有形文化財、木造相撲取像1対。2 無形民俗文化財熱塩の梵天祭であります。内容につきまして、本日お配りをいたしました指定文化財指定の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年1月25日付で喜多方市文化財保護審議会会長より、喜多方市教育委員会に対しまして、喜多方市指定文化財の指定について答申をいただいたところであります。この2件の答申の内容について若干ご説明を申し上げます。

はじめに、平成28年12月21日付、28文第228号で諮問のありました木造相撲取像については、平成29年2月9日付で文化財として指定するために必須項目である材質が特定されていないため、調査継続と答申をされたところではありますが、平成29年度において樹種同定調査が行われ、材質が特定されたため有形文化財の指定が適当であると認めるとされたところであります。

次に、平成29年12月18日付、29文第248号で諮問のありました梵天祭について、無形民俗文化財への指定が適当であると認めるということではありますが、なお、祭りの名称につきましては

最初に地名をつけることが一般的であることから、熱塩の梵天祭とするということでの答申をいただいたところであります。

指定文化財の詳細を若干ご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、木造相撲取像でございますけれども、これは3ページに写真がございますように、高さが30センチほどの木造の像、彫刻となっておりますけれども、2人の人が互いに組み合って相撲をとっているという姿をあらわしたものでございます。当初喜多方市史におきましては、像の特徴から約600年前の室町時代の作ということで記載がございましたけれども、この間の調査におきましてC14放射性炭素年代測定法という科学的な方法で調査をいたしましたところ、長床などと同じように今から800年ほど前の平安時代の後期に伐採された用材でつくられたということが判明をしたところであります。

また、材質でありますけれども、モクレン属、東北地方ではそのモクレン属で多いのはハウノキ、コブシ、タムシバなどで、属より細かいところまでは特定ができないということですが、科学的な手法によりましてモクレン属という材質が判明したところであります。この木造相撲取像につきましては、材質の年代が古いという特徴のほかに、相撲の取組を表現しているということで、県内でも大変に珍しいものということで、熊野神社草創期にさかのぼる相撲興行を示す、大変重要な史料ということで評価をされたところであります。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。

熱塩の梵天祭であります。7ページに写真が載せてございます。説明を申し上げますと、熱塩の磐椅神社で行われております祭りであります。起源については不明でございますが、近世、江戸時代には行われていたと伝えられているものであります。

祭りの内容であります。まず神社の境内で山形の出羽三山を示す大・中・小の幣束をつくりまして、長さ8メートルほどの竹の先端にこの幣束をつけます。これを梵天と呼びまして、保存会の方々がこの梵天を神社の裏山に担いで登って、さらに梵天を山の上の一番高い木の上に登ってくくりつけたというお祭りです。この梵天というものを奉納する祭りについては、二本松市の木幡の幡祭りというものが知られておりますが、ほかに県内6カ所で行われております。ただ、熱塩の梵天祭のように山のてっぺんに担いで持って行って、さらにその木の上にくくりつける

というのは県内ではほかには例のないことでございます。梵天を出羽三山の神々を招く依代として、さらに招いた神に願いを託すという神事でありまして、大変貴重な民俗文化財という内容となっております。以上で説明を終わります。

教育長 では、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

高橋委員 この梵天祭は無形文化財ということですが、こういったものを保存していくことがとても大変だというお話しですけど、指定されることで保存会に対して何か支援のようなものがあるとか、逆に指定されたことによって不利益なこともあるのかについてお話しいただきたいと思います。

文化課長 ただいまの保存会の件でありますけれども、まず、このような無形民俗文化財が指定される大きな要件としましては、保存団体、継続していく団体が間違いなくあり、継続していけるということが一つ指定の条件となっております。

また、補助等についてであります。無形民俗文化財におきましてはいろいろな用具等があり、そういったものについては、市の補助金の要綱によりまして2分の1、上限200万円の補助をすることができるといことがあります。

教育長 よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほかにご質問はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 質問はないということですので、次にご意見はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 それでは、これで質疑は終了します。

これより採決を行います。

議案第39号についてお諮りをします。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。議案第39号喜多方市指定文化財の指定については原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第40号学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 それでは、13ページをお開きください。

議案第40号学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてでございます。学校保健安全法第23条の規定に基づきまして下記の

とおり解嘱及び委嘱をするものでございます。

1 番の解嘱でございますが、熱塩小学校の学校医、上三宮小学校の学校薬剤師で、ご本人の申し出によるものであります。

2 番の委嘱につきましては、市の医師会、また市の薬剤師会に推選を依頼いたしまして、記載の方の推薦を受けたところでございます。

なお、平成29年12月31日もちまして松山小学校の学校医が退職されまして、年度内の残期間におきまして喜多方医師会の会長が今までの期間を受任されていたという経過がございました。委嘱日は平成30年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

教育長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してのご質問はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 ないとのことですので、続いてご意見はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 それでは、これで質疑を終了します。
これより採決を行います。

議案第40号についてお諮りをします。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしと認めます。議案第40号学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、これを原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第41号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 14ページをお願いいたします。

議案第41号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱についてですが、喜多方市スポーツ推進員設置規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり解嘱するものでございます。解嘱委員につきましては2名で、氏名、住所、性別、年齢、委嘱年数につきましては記載のとおりでございます。解嘱につきましては平成30年3月31日でございます。

なお、解嘱の理由でございますが、1名の方につきましては県外へ転出されるため、またもう1名の方はお勤めの関係で、県外で長期の研修勤務をしなければいけなくなったということから解職をするものでございます。以上です。

教育長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

 <なしの声あり>

教育長 質問はないとのことでありますので、次にご意見はございませんか。

 <なしの声あり>

教育長 それでは、これで質疑を終了します。

 これより採決を行います。

 議案第41号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めます。議案第41号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱については原案のとおり承認することに決しました。

 次に、（５）議案第42号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 15ページをお願いいたします。

 議案第42号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてであります。喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり委嘱したいとするものでございます。12名の方を委嘱するものでございまして、施設名、氏名、住所、年齢につきましては記載のとおりでございます。

 次ページをお願いいたします。

 指導員の任期でございますが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。以上です。

教育長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

 <なしの声あり>

教育長 では、質問はないとのことでありますので、ご意見はございませんか。

 <なしの声あり>

教育長 それでは、質疑を終了します。

 これより採決を行います。

 議案第42号についてお諮りをします。議案第42号は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしと認めます。議案第42号喜多方市学校開放体育施設管

理指導員の委嘱については原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第43号喜多方市勤労青少年ホーム指導員の委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

17ページをお願いいたします。

議案第43号喜多方市勤労青少年ホーム指導員の委嘱についてありますが、喜多方市勤労青少年ホーム指導員設置規則第2条の規定に基づき、喜多方市勤労青少年ホーム指導員を下記のとおり委嘱したいとするものでございます。候補者につきましては、氏名、住所、性別、年齢、備考については記載のとおりでございます。

なお、平成30年度に新たに委嘱する方については、備考欄に新と記載してございます。任期につきましては平成30年4月1日から平成31年3月31日でございますが、この事項につきましては任期満了による委嘱でございます。以上です。

教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

質問はないとのことでありますので、ご意見はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

よろしいですか。それでは、これで質疑を終了し、これより採決を行います。

議案第43号についてお諮りをします。議案第43号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めます。議案第43号喜多方市勤労青少年ホーム指導員の委嘱について原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第44号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

中央公民館長

18ページをご覧くださいと思います。

議案第44号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱についてであります。喜多方市公民組織運営に関する規則第5条第1項の規定に基づき、喜多方市公民館長を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

1 解嘱館長は慶徳公民館長で、氏名、住所、性別、年齢等は

記載のとおりであります。

なお、解職日は平成30年3月31日でございます。

2 公民館長候補者は慶徳公民館長及び豊川公民館長で、氏名、住所等は記載のとおりであります。慶徳公民館長につきましては新任で、豊川公民館長につきましては再任であります。任期につきましては、慶徳公民館長は前館長の残任期間となっておりますので、平成30年4月1日から平成31年3月31日、豊川公民館長につきましては平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となります。以上で説明を終わります。

教育長 では、これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 質問はないとのことですので、ご意見はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 それでは、これで質疑を終了します。

これより採決を行います。

議案第44号についてお諮りをします。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。議案第44号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱について原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。

中央公民館長 19ページをお開き願います。

議案第45号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱についてありますが、喜多方市公民館条例第13条第3項の規定に基づき、喜多方市公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱したいとするものであります。

1 公民館運営審議会委員候補者であります、各公民館から推選されました方でありまして、新任4名、再任11名でございます。

2 公民館運営審議会委員の任期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間であります。以上で説明を終わります。

教育長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。

教育長 <なしの声あり>
 なしということです。次にご意見はございませんか。
 教育長 <なしの声あり>
 それでは、これで質疑を終了します。
 これより採決を行います。
 議案第45号についてお諮りをします。議案第45号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 教育長 <異議なしの声あり>
 異議なしと認めます。議案第45号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱について原案のとおり承認することに決しました。
 次に、議案第46号喜多方市社会教育指導員の委嘱について議題とします。事務局の説明を求めます。
 中央公民館長 それでは、21ページをお開き願います。
 議案第46号喜多方市社会教育指導員の委嘱についてであります。喜多方市社会教育指導員設置規則第5条の規定に基づき、喜多方市社会教育指導員を下記のとおり委嘱したいとするものであります。
 1 社会教育指導員候補者につきましては、平成29年度で4名の指導員が退職することから新たに4名を採用し、公民館の円滑な運営を図るため、社会教育指導員からの職員調書や個別面談等をもとに記載のとおり委嘱したいとするものでございます。
 次のページになります。
 2 社会教育指導員の任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間であります。以上で説明を終わります。
 教育長 これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問はございませんか。
 荒明委員 教えていただきたいんですが、社会教育指導員の方は公民館のスムーズな運営のためにというお話がありましたが、具体的にどのような活動をされるのでしょうか。
 中央公民館長 社会教育指導員は、主に講座、教室等の企画や開催です。
 荒明委員 公民館の職員とともに話し合っって企画するのですか。
 中央公民館長 公民館の事業につきましては、まず各公民館に館長1名、社会教育指導員が2名おりますので、その3名で講座、教室を実施しており、講座の企画に当たっては、各公民館で事業を前年度に実施した満足度調査等により、各地域の方のニーズなどを把握しまして、公民館事業を決めていきます。決まりましたらそれを公民

館運営審議会に諮り、アドバイス等をいただきながら事業を決めています。

教育長 よろしいですか。

荒明委員 実際に企画運営にかかわるわけですか。（「はい」の声あり）わかりました。

教育長 企画運営からいろんな指導的な立場にあるんですね。ほかにございませんか。

高橋委員 同じ内容の質問というか、意見になってしまうかもしれませんが、主に今のお話が社会教育指導員の最も重要な職務だと思いますが、実際には市の職員にかかわるような事務的な仕事というものも多いと思いますが、それについては今後何か指導員の専門性を高めていくため、事務的なところのボリュームを下げるとか、そういった考え方というのはありますか。

中央公民館長 社会教育指導員につきましては設置規則の中で、社会教育に関する指導、助言及び学習相談並びに社会教育関係団体の育成等に当たるということで、講座、教室等の企画、運営などその事業によっては、例えば講師派遣の依頼という事業もありますし、また講師を依頼した場合につきましては市の予算で支払いますので、伝票処理等の事務も発生してきますので、先ほどの研修の話にも結びつきますが、そういった伝票操作等も必要になっていますので、そのための講習会や研修の場を設けているところでございます。

教育長 高橋委員からは、いわゆる事務处理的な部分を軽減するような考えはないのか、ということでの質問ではないですか。

中央公民館長 確かに伝票処理のほかにも、文化祭や運動会等がありますが、これまでどおり円滑な運営のために事業を担っていただくということで、今のところ、事務の軽減については考えておりません。（「わかりました」の声あり）

教育長 よろしいですか。ほかにご質問はございませんか。

＜なしの声あり＞

教育長 質問はないとのことですので、ご意見はございませんか。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 それではこれで質疑を終了します。

これより採決を行います。

議案第46号についてお諮りをします。議案第46号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めます。議案第46号喜多方市社会教育指導員の委嘱については原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第47号県費負担教職員の異動に係る内申の承認について議題とします。

教育総務課長

議案のご審議をいただく前に、この案件につきましては教職員の人事に関係することでございます。さらに人事権は県の教育委員会にございまして、教育委員会からの公表は3月24日で、これから先になります。ですから、秘匿性を含んでいるという案件でありますので、この案件の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定で、教育長または教育委員の発議により非公開とすることができるという規定がございます。審議に入っていただくかどうかをまず委員の皆さんで決していただこうようになっております。

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、非公開でよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、非公開として進めます。

【非公開】

教育長

それでは、これで質疑を終了します。

これより採決を行います。

議案第47号についてお諮りをします。議案第47号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めます。議案第47号県費負担教職員の異動に係る内申の承認については原案のとおり承認することに決しました。

教育長

議案の審議はこれで終わります。

次に、協議事項を取り上げます。

協議事項は特にはないですが、事務局から何かありますか。

教育総務課長

事務局はございません。

教育長

委員の皆様方はよろしいですか。

それでは、8番のその他に入ります。事務局からありますか。

中央公民館長

中央公民館からですが、文部科学省の第70回優良公民館表彰におきまして、松山公民館が3月8日に文部科学大臣から表彰されました。表彰の主な理由は、松山公民館では、各種団体や講座の

代表者で組織する公民館運営推進協議会を設置しまして、P D C Aサイクルによる事業評価、事務改善を行いながら講座、教室を実施しており、特に地域の特色を出した事業を行う生涯学習推進特別事業では6年間にわたり、ふるさと再発見、おらがまちのてくてくウォークロードと称し、行政区ごとに歴史、文化を調査し、小冊子にまとめてわがまち松山を発刊したところでございます。

また、松山小学校と連携しまして、農業課教育に17年間公民館事業として地域の人材を活用しての講師派遣をするなど、学校学習支援ボランティア活動を行ってきました。また、こうぞの栽培から紙すきを行い、これを小学校の卒業証書とするなど、多彩な事業が評価されたところでございます。

今年度は全国で76の公民館、県内からは松山公民館のほか、福島市の三河台学習センター、郡山市の中田公民館が受賞されたところでございます。以上、報告でございます。

教育長

中央公民館長から松山公民館の文部科学省から表彰された件についての報告がありました。すばらしい、おめでたいことです。そのほかに、その他はございますか。

それでは、9番の連絡事項に入ります。

連絡事項は3点あるようですが、最初に（1）平成30年度喜多方市立小・中学校入学式についての説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、平成30年度の喜多方市立小・中学校の入学式出席者予定一覧表について連絡をさせていただきます。

本日は中学校の卒業式のご出席、大変ありがとうございました。入学式につきましては小・中学校とも4月6日金曜日、午前10時開式が小学校で、午後1時半開式が中学校になっております。学校名、開式日時、教育委員会の告辞関係については記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございませんか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、なしということですので、次にまいります。

（2）平成29年度教育委員会会議の開催日程（案）についてということをお願いします。

教育総務課長

それでは、25ページをご覧くださいと思います。

教育委員会会議の開催日程でございますが、本日をもって3月の定例会で終了とする予定でございましたが、4月1日付けで定期の人事異動がございます。教育委員会の教育長専決規定があり

まして、その中で職員の人事については、教育長が専決できるとされているわけですが、その中で先ほどの小・中学校の校長先生と同じように教育部長、課長、教育機関の長については専決ができない規定となっております。従いまして、これらの職務については教育委員会の中で決定するというのが必要になるわけではございますが、本日何回か説明をさせていただいておりますとおり、人事に関しては教育委員会から教育長に委任できない事項になっておりまして、本来教育委員会で決定すべきことではありますが、会議を開いて決定しているいとまがないということで、内示が出た後、実際の辞令交付がされるまでの間に教育長が臨時に代理をして行った、処理をしたということで、教育委員会の会議において報告をして承認をいただくということになります。

つきましては、3月28日に喜多方プラザの小会議室において臨時会を開催したいと考えてございます。予定時間は午後4時からということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その下の会議、行事等でございますが、前回お話をさせていただいております小学校の卒業式が3月23日にございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、教職員の離任式が3月28日、午後3時からということで喜多方プラザが会場になります。後ほどご案内を申し上げたいと思ひます。

その下でございますが、平成30年度の教職員対面式でございますが、4月3日火曜日でございます。午後3時から喜多方プラザ小ホールで開催をいたしますので、改めまして皆さんにご案内を書面で申し上げることとしております。

一番下でございますが、小・中学校の入学式でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

教育長

ただいまの説明に対してご質問、ご意見等がありますか。よろしいですか。では、繰り返しになりますが、次は臨時会となりますが、3月28日、喜多方プラザで4時からということでよろしくお願ひします。

連絡事項の（3）平成30年度教育委員会定例会・臨時会の開催予定（案）についての説明をお願いします。

教育総務課長

この件につきましては、前回臨時会の中でも皆様方にお知らせをしておりますとおりでございます。そのときから変更はございません。臨時会・定例会開催の予定については以上でございます。

よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見はありませんか。

本日の連絡事項については以上ですが、事務局からほかにありましたらお願いします。

教育総務課長

新年度に入ってからになろうかと思いますが、本日もありましたように協議事項、その他ということで、これについてはこちらから事務局で協議をする場合もございますし、委員の皆様からこういったことについて協議をしたい、みんなで話し合いをしたいという案件がございましたら事務局にお申し付けいただきたいと思います。開催日等、その会議等についてはこちらで調整をさせていただいた上で協議や話し合いをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

今のことについてよろしいですか。案件等があったら遠慮なく申し出ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に確認しますが、そのほか何かございませんか。

<なしの声あり>

教育長

以上で、平成30年3月教育委員会定例会を閉会といたします。閉会時刻は午後2時48分でお願いします。

閉会（午後2時48分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課主幹